

電波監理審議会 有効利用評価部会（第1回） 議事録

1 日時

令和4年10月11日（火）18：00～19：00

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

笹瀬 巖（部会長）、林 秀弥（部会長代理）

(2) 電波監理審議会特別委員

池永 全志、石山 和志、眞田 幸俊、中野 美由紀、若林 亜理
砂

(3) 総務省

（総合通信基盤局）

豊嶋 基暢（電波部長）

(4) 事務局

近藤 玲子（総合通信基盤局総務課長）

宮澤 茂樹（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

目 次

1. 開	会	1
2. 議	事		
	(1)	部会長の選出及び部会長代理の指名について.....	2
	(2)	電波監理審議会による有効利用の評価について.....	6
	(3)	有効利用評価のスケジュールについて.....	19
3. 閉	会	24

開 会

○宮澤幹事 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、電波監理審議会有効利用評価部会、第1回の会合を開催させていただきます。

皆様、本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は電波監理審議会有効利用評価部会の幹事を務めさせていただきます、総合通信基盤局総務課の宮澤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は部会長の選出までの間、私のほうで議事進行を務めさせていただきますと思います。

本会合は、新型コロナウイルス感染症対策を図っていく観点から、ウェブによる開催とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

また、本会合の議事につきましては、電波監理審議会規則第5条に基づきまして、議事録に記録させていただくことになってございます。御了承願います。

有効利用評価部会でございますけれども、9月28日の電波監理審議会におきまして、設置が承認されてございます。

また、10月1日に、電波監理審議会日比野会長から、有効利用評価部に所属いただく電波監理審議会委員2名、及び、特別委員5名につきまして指名があり、本日の資料1-1に構成員を記載させていただいてございます。よろしくお願いいたします。

有効利用評価部会の開催に当たりまして、電波監理審議会委員の笹瀬委員と林委員の2名が本日、御出席されてございますので、電波監理審議会令第3条に基づきまして、この部会の定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

ここで、本日は初回ということでございますので、有効利用評価部会の構成員を御紹介させていただきたいと思っております。資料1-1を御覧いただければと思います。

それでは、資料1-1の名簿順に従いまして、事務局のほうからお名前を読み上げさせていただきたいと思っております。

まずは、電波監理審議会の委員でございます、慶應義塾大学の笹瀬巖委員でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、同じく電波監理審議会委員でございます、名古屋大学の林秀弥委員でございます。

続きまして、特別委員の方を御紹介させていただきます。まず、九州工業大学の池永全志特別委員でございます。

続きまして、東北大学の石山和志特別委員でございます。

続きまして、慶應義塾大学の眞田幸俊特別委員でございます。

続きまして、津田塾大学の中野美由紀特別委員でございます。

最後に、駒澤大学の若林亜理砂特別委員でございます。

以上、7名の先生方、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議事

(1) 部会長の選出及び部会長代理の指名について

○宮澤幹事 それでは、議事に入ってまいりたいと思っております。

2番目の議事の(1)でございますが、部会長の選出及び部会長代理の指名につきまして、移らせていただきたいと思います。

電波監理審議会令第2条第3項の規定に基づきまして、有効利用評価部会の

部会長は、その部会に属する電波監理審議会の委員の互選により選出することになってございます。つきましては、電波監理審議会の委員でいらっしゃいます笹瀬委員と林委員のお二人から御推薦をお願いしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○石山特別委員 異議ありません。

○林委員 林でございますが、よろしゅうございますか。

○宮澤幹事 よろしくどうぞお願いいたします。

○林委員 僭越ではございますけれども、部会長につきましては、これまで電波監理審議会会長代理として、主に技術的観点から同審議会での議論をリードしてこられ、かつ、本評価部会で扱う内容についても高い御見識をお持ちの、笹瀬先生をお願いしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

○宮澤幹事 林先生、御発言ありがとうございます。ただいま、林委員のほうから笹瀬委員を部会長にということで、御推薦をいただきました。

笹瀬委員、いかがでございましょうか。お引受けいただけますでしょうか。

○笹瀬委員 引き受けさせていただきます。よろしく申し上げます。

○宮澤幹事 笹瀬委員、どうもありがとうございます。

それでは、笹瀬委員に有効利用評価部会の部会長をお願いしたいと考えてございます。

これからの議事につきましては、部会長にお願いできればと思いますが、笹瀬部会長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○笹瀬部会長 よろしく申し上げます。これまでもいろいろやってきたけども、これからが本番で、非常に大切な評価部会ですので、どうぞよろしく申し上げます。

何か足りないところがあったらどんどん言っていただいて、特に技術的な話だけではなくて、法律面とか制度面でもいろいろ議論になると思いますので、

事務局の方を含めて、委員の方、特別委員の方、どうぞよろしくお願ひいたします。

挨拶は以上です。

先に進んでよろしいでしょうか。

○宮澤幹事 よろしくお願ひいたします。

○笹瀬部会長 私が部会長として務めるわけですが、部会を主催できない場合が起こった場合、代行をお願いする部会長代理を決めておかないといけないということになっています。

部会長代理に関しましては、電波監理審議会令第2条第5項の規定により、当該部会に属する委員のうちから部会長が指名することになっております。そういうことで、林先生にぜひお願ひしたいと思うんですけど、林先生、よろしいでしょうか。

○林委員 謹んで承りました。しっかり部会長をサポートしてまいりたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○笹瀬部会長 よろしくお願ひします。もし私に何か問題が生じた場合には、代行をお願いいたしますので、よろしくお願ひします。

○林委員 恐れ入ります。

○笹瀬部会長 林先生、一言御挨拶よろしくお願ひします。

○林部会長代理 ありがとうございます。これまでも笹瀬部会長や及び特別委員の先生方、それから事務局にはいろいろ教えていただいていたわけですが、まさに笹瀬部会長がおっしゃったように、これからが正念場と申しますか、本番になってまいりますので、これから先生方がしっかり議論できるように、私も微力ながら本部会の公正中立な議論の運営に力を尽くしてまいりたいと存じます。よろしく御指導のほどお願ひいたします。

○笹瀬部会長 どうもありがとうございました。

それでは、特別委員の皆様からも一言御挨拶をお願いしたいと思いますので、名簿順で恐縮ですけれども、池永特別委員から順にお願いできますでしょうか。池永先生、よろしく申し上げます。

○池永特別委員 九州工業大学の池永と申します。専門の情報ネットワークで、トラフィック制御ですとか通信品質制御の研究をしております。電波の有効利用というのは、限られた通信資源の非常に重要なテーマに、課題になると思いますので、この中で、ぜひ力を尽くしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○笹瀬部会長 どうもありがとうございました。

それでは、東北大学の石山先生、よろしくお願ひいたします。

○石山特別委員 東北大学の石山でございます。電気通信研究所に所属しております。専門は磁気工学、磁気デバイスですけれども、最近の高い周波数の磁界の可視化技術などをやっております、EMCの分野にも手を出しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○笹瀬部会長 どうもありがとうございました。

それでは、慶應義塾大学の眞田先生、よろしくお願ひいたします。

○眞田特別委員 画像が出ませんが、慶應義塾大学の眞田でございます。専門は無線通信、特に携帯電話等の研究をしております。特別委員の件、微力ながらお手伝いさせていただければと思います。どうかよろしくお願ひいたします。

○笹瀬部会長 どうもありがとうございました。

それでは、津田塾大学の中野先生、よろしくお願ひいたします。

○中野特別委員 津田塾大学の中野です。専門はビッグデータ及びデータベースシステムということで、コンピューターアーキテクチャ、通信系に関しては利用させていただくという立場でございますが、今までいろいろ学んできたことに加えて、先生方のお話を伺いながら、お手伝いをさせていただければと思

います。よろしくお願いいたします。

○笹瀬部会長 よろしくお願ひいたします。

それでは、駒澤大学の若林先生、よろしくお願ひいたします。

○若林特別委員 駒澤大学の若林でございます。専門は、法律の中でも競争法、独占禁止法、それから規制と競争の関係等に関心を持って研究しております。有効な電波の利用という目的に少しでも貢献できますように、頑張っていきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○笹瀬部会長 どうもありがとうございました。

私の専門もお伝えしておきたいと思ひます。私はもともと無線通信とか通信ネットワーク、交換システムを含めて、セキュリティーも研究をしておりました。ということで全般的に無線に関してはかなり分かっているつもりですので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(2) 電波監理審議会による有効利用評価について

○笹瀬部会長 それでは、議事に進みたいと思ひます。

議事の2 (2) 電波監理審議会による有効利用評価についてということで、宮澤幹事のほうから御説明よろしくお願ひいたします。議事の2番目です。よろしいでしょうか。

○宮澤幹事 御紹介ありがとうございます。それでは、資料1-2に基づきまして、御説明させていただきたいと思ひます。スライドを投影いたします。

資料1-2が電波監理審議会による有効利用評価ということでございます。1枚めくっていただきまして、この中では、主に大きく2つござひますが、電波監理審議会の機能強化と有効利用評価方針ということにつきまして、御紹介

をさせていただきます。

次のスライドを御覧ください。まず、電波監理審議会の機能強化についてでございます。今般の改正電波法によりまして、これまで総務大臣が電波の利用状況調査の結果に基づき、行ってきました有効利用評価を、今後、電波監理審議会が行うこととなっております。

また、電波監理審議会は、総務大臣に対して有効利用評価に関し、必要な勧告を行うことができ、総務大臣はその勧告に基づき講じた施策について、電波監理審議会への報告が義務づけられているというものでございます。

スライドの真ん中でございますが、周波数再編のPDCAサイクルを示してございます。左の箱の中に電波の利用状況調査・評価というものがございませうけれども、この評価を今後、電波監理審議会が行うということになってございまして、このため、電波監理審議会では新たに部会を置き、また、特別委員を任命するということになってございます。

次のスライド、3ページ目を御覧ください。今般の改正電波法では、携帯電話等の周波数の再割当て制度も導入がされてございます。携帯電話の周波数を再割当てができる場合といたしまして、電波監理審議会による有効利用評価の結果が一定の基準を満たさない場合、それから、競願の申出を受けた場合には、有効利用評価の結果を勘案して、制定要否を検討するということになってございますので、有効利用評価の結果が重要な役割を担うということになってございます。

次のスライドの4ページ目を御覧ください。電波監理審議会の機能強化に関する法制度について、まとめているものでございます。大きな1番目でございますけれども、これは改正電波法についてでございます。先ほどスライドの2ページ目で御紹介したとおりでございます。電波監理審議会が有効利用評価を行うこととし、あらかじめ有効利用評価方針を定め、公表する。電波監理審

議会有効利用評価を行った場合には総務大臣にその結果を報告し、公表する。
また、電波監理審議会は、免許人等に対して報告、または資料の提出など必要な調査を行うことができるようになってございます。

下の大きな2番目でございます。これは電波監理審議会令というもので、今回、新たに制定した政令となります。ここでは電波監理審議会の下に新たに置く特別委員と部会に関して規定してございます。(1)でございます特別委員についてでございますが、電波監理審議会に有効利用評価または特別の事項を調査審議させる必要がある場合に、特別委員を5人以内置くことができるようになってございます。特別委員は非常勤とし、任期は原則3年、学識経験のある者から総務大臣が任命するようになってございます。

(2)の部会に関してですが、部会に属する委員及び特別委員は、電波監理審議会の会長が指名することとし、部会に属する委員の半数以上の出席により開催され、部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決するというものになってございます。

スライドの5ページ目を御覧ください。今回は電波監理審議会に特別委員及び部会を置くことができることに伴いまして、部会の議事の手続、その他運営に関し、必要な事項について規定の整備を行っているものでございます。基本的には、親会の電波監理審議会の議事の手続を部会においても準用するというものになってございまして、(1)のところ、5つほどございますけれども、会議は部会長が招集し、部会に属する委員は部会長に会議の招集を求めることができる。部会長は議長となり、議事を整理する。部会長が必要があると認めるときは、関係の職員を部会に出席させ、議題に関して説明させることができるようになってございます。それから、部会の議事は議事録に記載し、会議に出席した委員の承認を得て確定する。議事の手続の中で、細目その他運営に関して必要な事項については、部会長が会議に諮って定めるとなっております。

スライドの6ページ目を御覧いただければと思います。左側のほうでは、先ほど御説明申し上げました、電波法改正、それから関係の政令、省令の整備の流れを時系列に示しているものでございます。一方、右側のほうでございますけれども、改正電波法の公布施行に合わせまして、電波監理審議会のほうで有効利用評価方針の検討を行ってまいりまして、先般9月28日の電波監理審議会において、有効利用評価方針が決定、公表されるということについて、時系列にまとめているというものでございます。

それから次のスライドから、有効利用評価方針の説明となっております。御案内のとおり、電波監理審議会では、評価方針案を作成しまして、7月から8月にかけて意見募集を行い、その提出意見に対して、電波監理審議会の考え方の案を整理しまして、9月28日に有効利用許可方針が決定されたところでございます。本日、資料として、参考1-1、それから参考1-2として、有効利用評価方針と、それから電波監理審議会の意見募集に対する考え方というものでございますが、本日は時間の都合上、御説明は割愛させていただきますが、資料として付けさせていただいているところでございます。

スライドの8ページ目に戻っていただければと思います。有効利用評価方針の概要について、簡単に御紹介をさせていただきます。まず、このスライドは電波監理審議会が行う評価の体系につきまして、大きく1番目(1)が電気通信業務用の基地局、これは、すなわち携帯電話や全国BWAに係る評価となっております。

それから、その下に(2)といたしまして、電気通信業務用以外の無線局の評価ということになってございます。(1)のほうでございますが、まず、左側の携帯電話の周波数帯ごとに行う評価と、それから右側のほうに書いてございます、事業所ごとに割り当てられた複数の周波数を横断的に行うというものに分かれてございます。このうち、左側のほうですが、赤囲みとなっております。

すところでございます。周波数帯ごとの評価については、開設計画の認定の有効期間が満了している周波数、それから認定の有効期間中の周波数ということで、これも2つに分かれてございまして、それぞれ評価を具体的に記しているものでございます。

その下の(2)の電気通信業務用以外のものですが、これにつきましても、左側が公共業務用無線局、それから右側がそれ以外ということで、大きく2つございます。公共業務用につきましては、国等が使用するシステムのうち、5Gですとか無線LANなど、新たな需要が顕在化している周波数、約1,200MHz幅の中で、使っている公共業務用システムについて、電波の利用停止ですとか周波数の移行、共用などの対応が必要なものと、それから、アナログ方式からデジタル方式への切替えを求めていくといった方針が示されているものについて、進捗状況調査を行った上で、電波監理審議会において定性的に評価を行うということになってございます。

右側のその他の無線局でございますけれども、周波数が714MHzの上と下に分かれて、総務省において、電波の利用状況調査等を行ってございますけれども、無線局数の増減ですとか通信頻度、デジタル化の状況等について、定性的な評価を行うということになってございます。

最後(3)のその他でございますけれども、ここでの電波監理審議会では、免許人等に対して評価に必要なヒアリングなどの調査を行うということになってございます。特に、それから3つ目のビュレットですけれども、有効利用評価方針につきましては、電波の利用の需要、それから利用実態の変化、技術進展等に合わせて、適宜適切に評価方法及び基準の見直しを行うとなっているところでございます。

次のスライドから具体的な評価基準のところを示しているところでございます。9ページ目を御覧ください。まず、電気通信業務用基地局の評価基準に関

してでございます。左側の表でございますとおり、認定の有効期間が満了している周波数の評価に関しては、これまで総務省では、携帯電話各社の平均値を基に総体的な指標を用いた評価を行ってきてございますけれども、今後は、基地局の数、人口カバー率など、5項目については他社の比較によらない絶対評価を導入することになってございます。

それから、右側でございますけれども、認定の有効期間中の周波数の評価については、これまでと同様に、進捗評価については前年度と比べて、どれだけ進んでいるかなどを示す指標を用いて評価を行うということになってございます。

スライドの10ページ目を御覧ください。今度は認定の有効期間が満了している周波数の実績評価という形で、具体的に絶対評価と相対評価のそれぞれの基準値について整理をしているというものでございます。基地局の数でございますけれども、認定計画値に比べて上回っているか下回っているかと。それぞれ、これについて、BまたはDという形で評価をするということになってございます。D評価でございますけれども、最低限達成すべき基準ということで今回、位置づけているというところでございます。

それから、2番目の人口カバー率でございますが、これについては、SSからDまで6段階の基準という形で設けてございまして、各周波数帯に共通して、一番右のところのD基準でございますが、これについては、開設計画の認定時の考え方を踏まえた基準ということで適用することとしているところでございます。

次のスライドの11ページ目を御覧いただければと思います。3つ目、3ポツの面積カバー率、それから4ポツの通信量、5ポツの技術導入状況ということでございますけれども、3番目の面積カバー率のみ相対評価ということですが、4番目の通信料と5番目の技術導入状況は絶対評価ということで、先ほ

どお話ししたとおり、BとDということで評価をすることにしてございます。

それから6番目、6ポツの総合評価につきましては、SからCまでということですが、これについては、人口カバー率の評価をもってということになってございます。D評価については、基地局の数、人口カバー率、通信量、技術導入状況のいずれかがD評価となる場合には、D評価の扱いとなってございます。

スライドの12ページ目、御覧いただければと思います。認定の有効期間が満了した周波数帯の進捗評価について示してございます。前年度実績値と比較して、増減がどれぐらいあるのかというのを相対的に評価するもので、これは総務省が行っている評価指標と同じものを使用するということになってございます。

それから、少し駆け足になりますが、スライドの13ページ目、14ページ目、15ページ目に、認定の有効期間中の周波数帯の実績評価というものがございすけど、これらについても、前年度の実績値と比較して、また、開設計画と比較をしまして、増減がどれぐらいあるかということで評価することにしてございまして、総務省が行っている評価指標と同じものを使用するということなのでございます。

スライドの16ページ目を御覧ください。これは複数の周波数を横断した評価についてとなりまして、有効利用評価方針では、1または、先ほどの参考資料の1-1ですけども、本文では、1または2以上の免許人の、1または2以上の周波数帯に係る利用状況調査の結果を総合的に勘案して定性的に評価するという記載をしておりますが、この調査事項や評価事項については総務省令で規定をされてございまして、次のスライドの17ページ目、ここで記載をしております、③が調査事項のところ、それから④の評価事項は③に同じということですが、ここにそれぞれ書いてございすますが、4番目以

降の項目について調査を行い、定性評価を行うとなっております。

ここまでの有効利用評価方針の説明でございまして、最後、スライドの18ページ目を御覧いただければと思います。今回の改正電波法を受けまして、電波の利用状況調査と評価の流れを色分けで書いてございます。オレンジ色で示しているところは総務省が実施するもの、それから、薄い緑色は電波監理審議会と有効利用評価部会が対応するものでございます。

総務省が実施するものとして、上の箱のところ、左のほうから1号調査と書いてございますが、これは携帯電話BWAに関するものでございます。真ん中は2号調査として携帯以外のところの周波数714MHzの下と上で分けて調査を行うというものでございますが、こういった調査結果を電波監理審議会に報告を行いこととなります。電波監理審議会のほうでは、あらかじめ有効利用評価方針を決定、公表するということと、総務省からの調査結果を受けて、評価を検討し、その評価案につきましては、意見募集の手続を経て確定し、公表するとともに、総務大臣に報告を行うということになってございます。

最後、オレンジ色のところですけど、総務省のほうでは評価結果を受けて、周波数再編アクションプランなどの見直し、検討を行うといったこと。それから来年度に続けて準備をしていく、そういったことになるとなっております。

資料1-2につきましては、御説明は以上となります。よろしくどうぞお願い申し上げます。

○笹瀬部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、質問、御意見等ございますでしょうか。私から最初に質問してよろしいでしょうか。

○宮澤幹事 お願いいたします。

○笹瀬部会長 確認ですけども、後ろのほうの内容は、この前の電波監理審議会でも出てきましたが、4ページ目に関しては初めてだと思っておりますけども、

よろしいでしょうか。

○宮澤幹事 お願いいたします。

○笹瀬部会長 質問はこのページに記載の、第2の2項の電波監理審議会令の中で、2の3ポツで部会に属する委員の半数以上の出席で開催でき、部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決するとの記載がありますが、委員というのは私と林先生しかいないので、議事の決定に関しては、私と林先生が共に賛成していないと決まらないという意味でしょうか。

委員2名と特別委員5名なので、全体としては委員が7名いますので、出席した委員というのは、特別委員も含めたものなののでしょうか。私と林先生の半数以上ですから、どちらがいれば、出席、開催できるわけですね。

○宮澤幹事 御質問ありがとうございます。事務局からお答えさせていただきます。

ここの3ポツ目のところ、先ほど笹瀬部会長から御質問をいただきました点にというのは、まさに議決権の観点でございますが、電波監理審議会令では、部会の議事の議決権は、電波監理審議会の委員の方のみ有するということでございますので、笹瀬部会長のおっしゃっていただいたとおり、部会の議事、最終的に部会で何らかの決定をすることになった場合には、笹瀬部会長と、林部会長代理をもって決すると御理解いただければと思います。

○笹瀬部会長 分かりました。そうすると、基本的には、1名しかいない場合に開催した場合は、1人しかいないので過半数にならないので、そういうことであると、そういう場合に関しては、部会は開催できるけれども、議事で議決するようなことがあった場合に関しては、特別委員の皆様のお意見も聞いて、基本的には全会一致のような感じ、少なくとも私と林先生は賛成をして、ほかの特別委員の方も、5名のうち3名、4名の方が賛成していただけるような感じで決めていくという理解でよろしいでしょうか。

○宮澤幹事 ありがとうございます。本日は、有効利用評価部会では7名全員に御出席いただいておりますが、まず、部会長と部会長代理、お2人が出席できるような形で、その上で、先ほど笹瀬部会長がおっしゃっていただいたような形で、議事を進めていければと考えているところでございます。

○笹瀬部会長 分かりました。できるだけ、全員賛成になるよう、意見を一致して決めるようにしたいと思います。意見がまとまらない場合に関しては、もう一度議論をして、いろいろな立場があると思いますので、特別委員の皆様も納得するような感じで、議決が必要な場合は進めていきたいと思います。よろしく願いいたします。

私からの質問は以上です。

それでは、林先生をはじめ、皆さん順番に何か質問、御意見ございますでしょうか。順番でも結構ですし、手を挙げていただいて御発言していただいたほうがいいかもしれません。よろしく願いします。

○池永特別委員 九工大、池永です。私からよろしいでしょうか。

○宮澤幹事 お願いいたします。

○池永特別委員 1点だけ、最後の資料で御説明いただいたところの確認なんですが、有効利用評価については、令和4年度から開始、つまり今年度の評価も実施されると考えてよろしいでしょうか。

○宮澤幹事 御質問ありがとうございます。おっしゃるとおり、10月1日に改正電波法が施行され、先般、電波監理審議会におきまして、有効利用評価方針が決定され、公表されておりますので、できましたら、今年度、令和4年度の携帯電話、全国BWAに関する調査結果を受け、また2号調査である携帯電話以外のものにつきましても、現在、総務省のほうで、今年度の利用状況調査を取りまとめているという段階でございますので、その結果を受けまして、電波監理審議会、有効利用評価部会のほうで評価を行っていただければと考えて

いるところでございます。

スケジュールに関して、まだ具体的にお示しできていないところ、誠に恐縮でございますが、そういった形で進めていければと思っております。

以上でございます。

○池永特別委員 承知しました。ありがとうございます。私からの質問は以上です。

○笹瀬部会長 ありがとうございます。それでは、石山委員、何か御意見ありませんか。

○石山特別委員 大変丁寧に御説明いただきましたので、私からは重ねての質問はございません。ありがとうございました。

○笹瀬部会長 ありがとうございます。それでは、眞田先生、いかがでしょうか。

○眞田特別委員 私も特に質問はございません。ありがとうございます。

○笹瀬部会長 ありがとうございます。中野先生、いかがでしょうか。

○中野特別委員 私からも特に質問ございません。ありがとうございます。

○笹瀬部会長 ありがとうございます。それでは、若林先生、いかがでしょうか。

○若林特別委員 先ほど池永先生の御質問を伺いながら、スケジュールがどうなるのかと思っておりましたけれども、この後の多分御説明、議事が御説明いただけたと思いますので、それを待ちたいと思います。どうもありがとうございます。

○笹瀬部会長 ありがとうございます。林先生、いかがでしょうか。

○林部会長代理 ありがとうございます。ただいま丁寧に、御説明をいただきましたので、私からも特に質問はないんですけれども、しいて申しますと、1点だけございまして、これは質問ではなく、要望でございます。この部会は、

ただ今のスライドにもございましたように、まさに周波数の有効利用評価を執り行う組織体なわけですけれども、御案内のように、それとは別に、関連する電波法制の特に制度面の改正提案であるとか新たな方針の策定提案であるとか、そういったことを議論するタスクフォースあるいはワーキングという名の、そういった会議体が総務省内でも種々立ち上がっており、それらの場で活発な御議論がなされていると承知しております。

例えば「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース」というのがございまして、これはまさに本部会で扱う有効利用評価とも密接に関わってくるものでございます。もちろん、それらのタスクフォース等で議論されている内容や論点を、この部会で再度審議するというわけでは全くないのですけれども、そこでなされている議論の情報提供については、事務局を通じて、委員・特別委員の先生方にしていきたい。と申しますのも、ここにいらっしゃる委員・特別委員の先生方は、大学における教育・研究活動のみならず、学内外の学務・公務等で多忙を極めておいでですので、今申し上げた総務省の関連するタスクフォース等の議論を、個々人で随時タイムリーにフォローしてくのは現実問題として非常に大変だということもございます。ですので、本部会における有効利用評価の検討に際しては、その必要に応じて、また参考になりそうな範囲で、事務局を通じて、関連する情報の御紹介をしていただくと非常に有益なのではないかと思えます。これは、親会の電監審のほうでも要望いたしましたけれども、この部会においてもあらためて要望いたします。

以上です。

○笹瀬部会長 ありがとうございます。

○宮澤幹事 林部会長代理、コメントをいただきまして、ありがとうございます。おっしゃるとおり、先般、電波監理審議会でも、こういった点は話題にな

ったと承知してございます。

今後、その評価を行っていく上で、非常に関連するような情報などにつきましては、少し検討させていただいて、皆さん方にうまく情報共有できるように進めていければと思っております。

以上でございます。

○林部会長代理 よろしくお願ひいたします。

○笹瀬部会長 ありがとうございます。私から、もう1点よろしいでしょうか。

○宮澤幹事 よろしくお願ひいたします。

○笹瀬部会長 今、映っている18ページのところで、これもお願ひなんですけども、緑色のところの2つ目のところで、免許人等へのヒアリングと書いてありますよね。ヒアリングする前には、こういう会合、評価会だけでは難しいので、どういう点をヒアリングしたほうがいいのかそういう論点のようなものを、多少フリートークのような話でもいいので、ヒアリングをどうやってやるかということに関して、事務局のほうを含めて、議論をする場をつくっていただくとうれしいと思います。

○宮澤幹事 笹瀬部会長、コメントをいただきまして、ありがとうございます。今後、こういった免許人等へのヒアリングなど、こういった形で進めていくかということにつきましては、笹瀬部会長、林部会長代理とも御相談をさせていただきながら、検討させていただければと思っております。引き続きよろしくお願ひいたします。

○笹瀬部会長 ありがとうございます。この後、有効利用評価のスケジュールについて御説明いただけたと思いますので、ぜひ、その点もよろしくお願ひいたします。

それでは、質問ほかにございませんでしょうか。そうしたら、もしないとい

うことであれば、先ほどの御説明に関してはこれで終了としたいと思います。

それでは、次に移ってよろしいでしょうか。宮澤幹事、よろしいでしょうか。

○宮澤幹事 よろしくお願ひいたします。

(3) 有効利用評価のスケジュールについて

○笹瀬部会長 それでは、議事の2の3番目、有効利用評価のスケジュールにつきまして、御説明よろしくお願ひいたします。資料は1-3です。

○宮澤幹事 ありがとうございます。それでは、資料1-3、スライドに基づきまして、有効利用評価のスケジュールということで、御説明させていただきたいと思ひます。

まず、1ページ目でございます。有効利用評価、先ほど御質問いただいたとおり、今年度、令和4年度につきましては、まだ具体的にお示しはできないんですけれども、今後、有効利用評価を行っていく上での想定スケジュールということでイメージしたものを作成させていただいてございます。

まず、1ポツ目でございますが、1号調査でございます、携帯電話、BWAと書いてございます。それから、2ポツと3ポツ目のところは携帯電話以外ということで、周波数714MHzの低いほうと、高いほうで分けて書かせていただいております。

まず、1ポツの携帯電話等のところでございます。総務省のほうで、赤字で塗ってあるところでございますが、まず、利用状況調査を実施します。免許人等に対して。そのデータを集計し、取りまとめを行った後、電波監理審議会のほうに、調査結果の報告を行うこととなります。

電波監理審議会では、この調査結果の報告を受けまして、部会とともに有効利用評価を行い、評価案をまとめるということで、その後、意見募集の手続を

経て、評価結果を決定して公表するという事で、青色で塗ってあるところ、下に期間として約4か月ぐらいということで書かせていただいておりますが、これが電波監理審議会、有効利用評価部会が実施するといったところでございます。

電波監理審議会で評価を決定、公表し、それから総務省に対して報告を行うといったことを受けて、今度は総務省のほうでは、薄いピンク色のところでございますけど、次回の調査に向けて準備などを行うといった流れになってございます。

携帯電話等については、1年のサイクルをもって、毎年携帯電話の利用状況調査、評価を行っていければと考えているというところでございます。

一方、携帯電話以外ということで、2ポツ目と3ポツ目が今こういった流れになってございます。まず、714MHz以下のところでございますが、これは時系列を合わせた形で今、表示をさせていただいておりますので、少し順番が前後いたしますけれども、アルファ一年目のところの最初のところは、まず、総務省からの調査結果を受けた形で、電波監理審議会のほうが携帯電話以外の714MHz以下の無線局について有効利用評価を実施し、意見募集を行って評価結果を公表するといった流れになってございます。

携帯電話以外の無線局については、評価結果を受けまして、アクションプランの検討を行うといったステージが1つございます。それ以外、上の携帯電話等に係る有効利用評価と同じように、次回の調査に向けて準備を行うという流れになってございます。

総務省のほうでは、携帯以外の無線局については利用状況調査等に加えて、重点調査に関係するところについては、発射状況調査も行うということになってございますので、少しスパンを長めに、データの取りまとめも含めてということで期間を設けて、調査結果の公表といったことになってございます。

そういう意味では、電波監理審議会有効利用評価部会が行うところについても、少し長めに設定をさせていただいているということでございます。携帯以外の無線局は、周波数714MHzの上と下で分かれてございます。隔年で実施をしていくといったこともございますので、基本的には2年のスパンで取り組むといったことになってございます。

下の3ポツ目の今度は714MHz超のところは、そういった意味で、714MHz以下と実施内容がずれた形となってございますけど、そういった形に進めていければとなってございます。電波監理審議会有効利用評価部会の観点で見れば、1年間の中で、青色で示している評価を行っていただく期間が、こういったタイミングで、少しずれた形で実施を進めていければとは考えているというところでございます。

次のスライドを御覧いただければと思います。今度は有効利用の評価の流れのイメージでございますけれども、まず、左側の赤色で塗ってあるところが総務省の実施するところ、エリアでございますけれども、利用状況調査の実施ということで、免許人等への調査を行い、その結果を取りまとめた上で、電波監理審議会のほうに向かって矢印を書いてございますけれども、調査結果を報告するといった流れになってございます。

電波監理審議会のほうが、利用状況調査の結果を受けて、評価を有効利用評価部会とともに評価案を作成し、親会でその審議を行い、意見募集の手続を経て評価を決定し、公表するといった流れになってございます。評価決定しましたら、今度は総務省のほうに矢印が飛んでございますけれども、評価結果を総務省に報告したときには、総務省のほうでは、1つは周波数のアクションプランの検討という流れ、それから、次の次回の調査に向けた検討の流れといった形で進んでいくということで、こういったサイクルで評価を行っていければと考えているところでございます。

簡単でございますが、資料の御説明は以上でございます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

○笹瀬部会長 どうもありがとうございました。

それでは、本件に関しまして、何か質問ございますでしょうか。若林先生、よろしいでしょうか。

○若林特別委員 ありがとうございます。よく分かりました。

○笹瀬部会長 それでは、私から1点、今のスケジュールはよく分かりましたが、時期的には、今月と来月で、1－3で言うと、4か月のところが、ちょうど時期的に言うと、10月ぐらいにかかる可能性が高いと思いますので、次回以降はどういうスケジュールになるのでしょうか。もし分かれば教えていただきたいんですけども。

○宮澤幹事 ありがとうございます。今年度については、この部会の日程を10月の後半にということで今、設定をさせていただいてございます。まずは、今年度におきましては、利用状況調査の結果、先ほど御説明申し上げたとおり、10月1日に改正電波法が施行して、今後、有効利用評価を電波監理審議会のほうで行っていくんですが、今年度の調査結果が、まだ具体的には総務省側のほうから示されてございません。

総務省側から、評価調査の結果が報告され次第、こちらの部会にも、御報告をさせていただいて、評価を具体的に開始できればと考えているところでございます。そういった意味では、今お示しさせていただいているのは、想定というか、理想的にはこういった形で、今後、有効利用評価を進めていければといったところでございますが、少し今年度はイレギュラーな形になろうかと思っておりますので、そこについては、分かり次第、部会の先生方には御説明、御紹介させていただければと思います。

以上でございます。

○笹瀬部会長 ありがとうございます。取りあえず、次回の開催というのは、10月25日の18時からでよろしいですね。

○宮澤幹事 そうでございます。

○笹瀬部会長 10月や11月はまだ未定ということですか。

○宮澤幹事 現時点で、部会の先生方にスケジュールの仮押さえはいろいろとさせていただいているところでございますが、ここにつきましても、先生方、大変お忙しいところ、誠に恐縮でございますが、日程決まり次第、皆さん方に御連絡を取らせていただければと思っております。

○笹瀬部会長 ほかに何か質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件に関しましては、終了といたしたいと思っております。どうもありがとうございました。

閉 会

○笹瀬部会長 では、本日の議事は以上となりますけれども、本日は総務省の豊嶋電波部長に御出席いただいておりますので、一言御挨拶をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○豊嶋電波部長 電波部長の豊嶋でございます。

笹瀬部会長、林部会長代理、特別委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、第1回目の部会の御参画、誠にありがとうございます。

改めて申し上げますと、改正電波法が10月1日に施行されまして、これから有効利用の評価を電波監理審議会で行っていただくということでございます。早速の第1回目を今日、開催していただきまして、誠にありがとうございます。

全体のスケジュール等々で事務局から説明がありましたが、総務省では毎年周波数再編アクションプランを策定しております。大きな目標として、202

5年までに、5G、あるいはBeyond 5Gなどに割り当てる周波数帯の確保というのを大きく目標と掲げ、毎年度、有効利用の評価の結果を踏まえまして、PDCAサイクルを効果的に回しているところでございます。

改正電波法の施行によりまして、特にPDCAサイクルを、さらに一層効果的に、総務省としても、うまく回していきながら、周波数の再編というのを着実に、効率的に進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

構成員の皆様におかれましては、今後、一層それぞれの専門的な見地から、忌憚のない御意見を頂戴いただければと思います。

簡単でございますが、私からの挨拶とさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○笹瀬部会長 豊嶋部長、どうもありがとうございました。これからいろいろお世話になると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○豊嶋電波部長 よろしくお願ひします。

○笹瀬部会長 それでは、本日、これで終了いたしたいと思ひますけども、何か事務局のほうから連絡ありますでしょうか。

次回の開催は、10月25日の火曜日の18時からということで、よろしくお願ひします。

○宮澤幹事 ありがとうございます。

事務局から、追って10月25日火曜日の18時の開催に向けまして、構成員の先生方には御案内させていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○笹瀬部会長 どうもありがとうございました。

ほかに何か特別委員の方、委員の方、御質問ございますでしょうか。ちょうど10月に入って、皆さん大学、秋学期が始まって忙しい時期と思ひます。そ

れから特に、天候が、温度が上がったり下がったりで、ぜひ風邪とか、コロナとかインフルエンザにならないように皆さん気をつけて頑張ってくださいと思います。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、本日の有効利用評価部会を閉会といたしたいと思います。どうも皆さんありがとうございました。